

株取引とギャンブルの類似と相違

九州産業大学

商学部

商学科

13CC318 古里泰士

担当教員：平川幹和子

目次

第1章 はじめに.....	1
第2章 ギャンブルについて.....	3
2.1 公営競技の意義・仕組み.....	3
2.2 公営くじの種類・仕組み.....	6
2.3 公営競技及び公営くじの還元率・比較.....	7
2.4 パチンコ・パチスロの仕組みについて.....	9
2.5 ギャンブルの定義.....	9
第3章 株取引について.....	11
3.1 株取引の仕組み.....	11
3.2 FXについて.....	12
3.3 株取引の特徴.....	13
第4章 株取引とギャンブルの比較.....	14
4.1 必ず負ける人が出る.....	14
4.2 時間に限りがある.....	15
4.3 手軽に楽しむことができる.....	16
4.4 年齢制限がある.....	16
4.5 元本保証がない.....	16
4.6 株取引はギャンブルなのか.....	17
第5章 おわりに.....	18
引用・参考文献.....	20

第1章

はじめに

現在、日本人の多くが株取引にギャンブルのイメージを抱いている。その反面、宝くじをギャンブルと認識している人は少ない。日本においてギャンブルと定められているのは、競馬・競艇等の公営競技や宝くじなどの公営くじのみであり、それぞれ専用の法律が定められている。宝くじに関する法律は当せん金付証票法（通称：宝くじ法）である。平成27年度の宝くじの販売実績額9,154億円は、競馬の3兆144億円、競艇の1兆422億円に次ぐ規模であり、競輪の6,159億円およびオートレースの678億円よりもはるかに大きいものである。また、平成28年4月に日本宝くじ協会が18歳以上男女9,718人を対象に調査した宝くじ人口は、宝くじ購入経験率が76.4%。推計人口が約8,115万人と、4人のうち3人が宝くじを買ったことがあることを示している^[1]。それに対し、ほとんどの人がギャンブルと思っているパチンコ・パチスロは遊技として定義され、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（通称：風俗営業法）が適用されるものである。パチンコ・パチスロの売上は約28兆円とギャンブルよりもはるかに大きい^[2]。

このように、ほとんどの日本人はギャンブルと思わずにギャンブルを行いながら、さらにギャンブルと思いながら遊技と定義されているものにお金を多く使っていることになる。現在、日本ではギャンブル依存者の割合が世界でも類を見ないほど増加しているという問題が存在している。厚生労働省の研究班の調査によると、日本の成人の4.8%がギャンブル依存者であり、2位のオーストラリアの2.1%と比べると日本はオーストラリアの約2倍となっている。なお、この依存者は公営競技・公営くじではなくパチンコ・パチスロの利用者が割合の多くを占めている。

その一方で日本人がギャンブルのイメージを持つ株取引は、株式会社日本取引グループ（JPX）の「2015年度 株式分布状況分布調査結果の概要」によるとNISA（小額投資非課税制度）をきっかけで幅広い年代が株取引を行えるようになり、徐々に増えてはきているようであるが、世界から見てあまり普及しているとはいえない^[3]。日本証券取引研究所の杉田浩治氏が平成18年に発表した「米国の個人株主実態調査」によると、米国では2005年に株主の世帯普及率が50.3%に達した。さらに、個人ベースでみた株主数は2005年に9千1百万人に

達し、米国人の 3 人に 1 人は株式を保有していることになった。また、株取引の目的が「退社後の蓄え」や「子供の教育資金」など、老後や子供のために株取引を行っている^[4]。つまり米国人は、働くことで得る労働収入（仕事）と株取引で得る不労収入（株取引）の 2 つを活用して生活していることになる。

以上のように、日本人は投資をしてもほとんど還元のない公営競技・公営くじ、パチンコ・パチスロに多くの資金を投資するのに対して、売却益や配当金などが期待できる株取引を海外に比べて積極的に行っていない現状がある。米国ではギャンブルには投資が少なく、3 人に 1 人が株取引を行っている。日本では株取引はギャンブルだと誤認しているのに対して、米国では株取引を収入源の一部として認識されている。そこで私は、日本人がなぜ株取引をギャンブルとみなすのかを、ギャンブルと株取引の内容や仕組みおよび特徴などから、それぞれの類似点と相違点について研究した。

第2章

ギャンブルについて

現在の日本に存在するギャンブルといわれるものには、競馬・競艇等の公営競技や宝くじなどの公営くじがある。パチンコ・パチスロもギャンブルと認識されているが、実際は遊技と定義されている。しかし、日本人の一般的な認識として、宝くじはギャンブルではなく、公営競技とパチンコ・パチスロはギャンブルだという考え方である。なぜ、宝くじはギャンブルだと思われていないのだろうか。私は、日本人は宝くじを「おみくじを引く感覚」で行っているのではないかと考える。当たる人が極端に少なく、くじを買う行為以外は自らが当たるために行動することが何もない。あたり番号も自分たちと関係のないところで決められるため、神様から選ばれるような「当たったらラッキー」という感覚になるのである。そのため、ギャンブルをしている感覚がないのだ。一方、私たちがギャンブルと認識している公営競技、パチンコ・パチスロは、勝つために自分から積極的に何かを行う。例えば「勝ちそうな馬を自分で調査し、勝ちそうな馬の数字を選ぶ」とか「勝負に出る時を自分で選べる」など、勝ち負けに自分の行為が影響するものである。つまり、日本人が持つギャンブルのイメージには、自分の責任といえる部分があるかないかが関係してくるといえる。

そこで本章では、まず、それぞれの公営競技・公営くじ、パチンコ・パチスロについて調査したことを述べていく。

2.1 公営競技の意義・仕組み

財団法人 JKA 理事の石川義憲氏が「日本の公営競技と地方自治体」の中で述べているのを見ると、「公営競技とは刑法第 185 条の賭博罪、富くじの罪の適用を受けずに一定の続きを経て地方自治体が発行されているスポーツギャンブルである」とある^[5]。つまり、地方自治体は各公営競技の根拠法に則り、それぞれの公営競技を開催しているということである。

公営競技を開催する地方自治体は、総務大臣が指定する場所でなければならない。総務大臣は、人口、財政等あらゆる面を吟味し、開催する地方自治体を決定する。また、公営競技を開催する際は、大臣に届け出をしなければならない

表 1 公営競技の運営の体系図

地方競馬	地方競馬全国協定	昭和 37 年の法改正により特殊法人として設立され、それまで都道府県または都道府県の組合が行っていた馬主及び馬の登録、調教師・騎手の免許を統一して行うとともに、調教師・騎手の養成・訓練、審判委員等を実施する法人である。平成 19 年の法改正で、地方競馬主催者が主体となって運営する地方共同法人に組織変更された。また、委託を受けて地方競馬の実施に関する事務を行えるようになった。
競輪	(財) JKA	平成 19 年に大臣指定を受けた (財) JKA が、それまでの特殊法人・日本自転車振興会の業務を承継し、選手・審判員・自転車の登録、検車員の認定、選手の出場あっせん、選手の養成・訓練等を行っている。また、機械工業振興及び公益事業振興の補助事業を行っている。
	(財) 日本自転車競技会	施行者の行政事務の一部の委任を受けて、競輪の協議に関する事業及び車券の発売等の競輪の実施に関する事業を行っている。全国 7 地域のそれぞれあった自転車競技会が、平成 19 年の合併し、財団法人に組織変更し、大臣指定を受けている。
オートレース	(財) JKA	オートレースの選手・審判員・自転車の登録、検車員の認定、選手出場のあっせん、選手の養成・訓練等の事業、社会還元としての補助事業については、日本小型自動車振興会が実施していたが、平成 20 年からは (財) JKA が大臣指定を受け事業を継承実施している。
	(財) 東日本小型自動車競技会 (財) 西日本小型自動車競技会	施行者の行政事務の一部の委任を受けて、オートレースの競技に関する事務及び車券の販売等のオートレースの実施に関する事業を行っている。
競艇	(財) 日本船舶振興会	昭和 37 年の法改正により財団法人日本船舶振興会が設立・許可され、モーターボート競走法に基づく振興事業を行うこととなった。平成 20 年の法改正で指定法人となった。海事振興及び公益振興の補助事業等を行っている。
	(財) 日本モーターボート競技会	平成 20 年に大臣指定を受けた (財) 日本モーターボート競走会が、それまで全国にあった 18 あった競走会及び競走会連合会の業務を継承し、選手・審判員・モーターボート・モーター・検査員の登録、選手の出場あっせん、選手・審判員・検査員・検査員の構成・訓練等を行っている。

2.2 公営くじの種類・仕組み

公営くじは、1等に当選すれば大きなお金が手に入るものである。そのため、私たち日本人の多くは一攫千金を夢見て公営くじを買う。しかしながら、日本人の多くはギャンブルだと認識していない。

公営くじは、総務省が管理し、地方自治体が販売元である。一般の個人や会社が販売することは法律で禁じられている。また、公営くじを販売できるのは宝くじの法律「当せん金付証票法」に定められている都道府県だけであり、公営くじの発売や事務は委託された銀行が行っている。図2はみずほ銀行のHPにある公営くじが行われるまでの流れを示した図である。公営くじには、宝くじ・ロト・スクラッチ・ナンバーズの4種類がある。

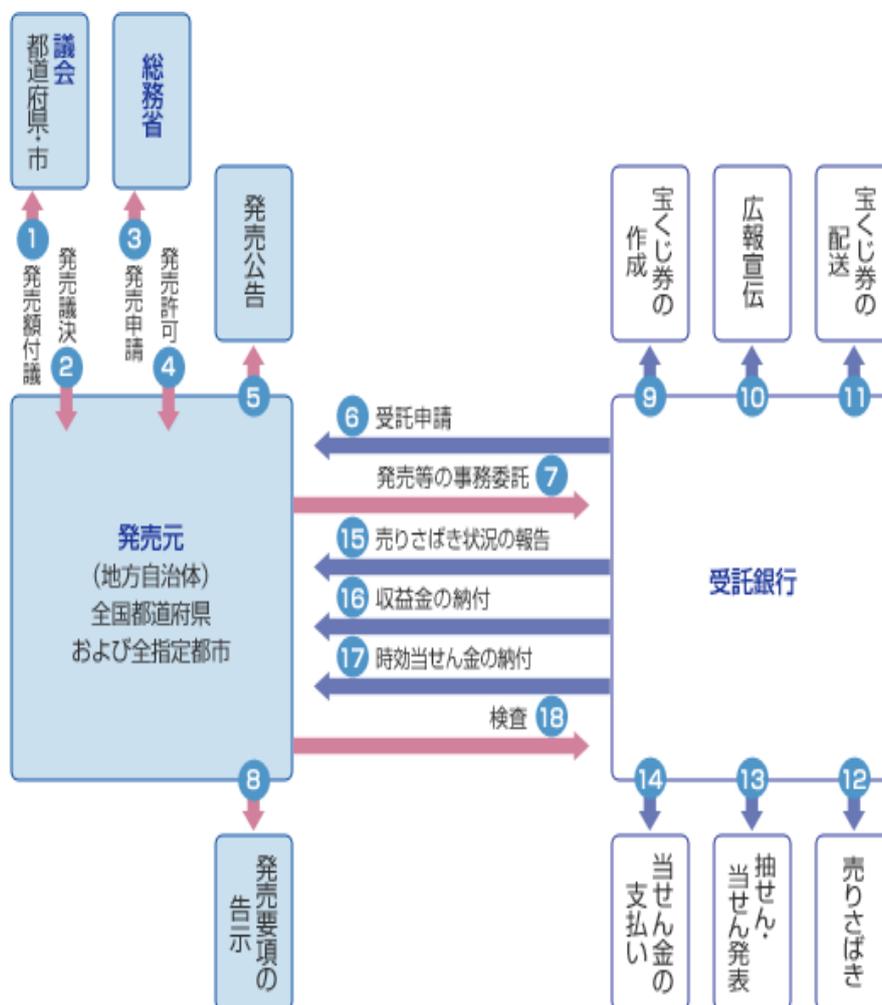


図2 公営くじの流れ

日本宝くじ協会が平成28年4月に実施した宝くじ購入経験率についての調査によると、76.4%が宝くじを購入したことがあるという結果が出た。推計人口は約8,115万人であり、これは日本人のほとんどは宝くじを買ったことがあるということになる^[4]。公営ギャンブルの中では、非常に多い。

2.3 公営競技及び公営くじの還元率・比較

公営ギャンブルには必ず還元率がある。還元率とは賭けた金額対して戻ってくる金額の割合のことをいう^[6]。なお、「還元率が高い＝勝つ確率が高い」わけではなく、還元率が高いとってリスクが高いもしくはリターンが高いわけでもない。表2および表3は総務省HPにある公営ギャンブルの還元率を比較した表である。100万円の購入金で1億円を得た場合の還元率は以下の通り。

表2 公営ギャンブルの還元率

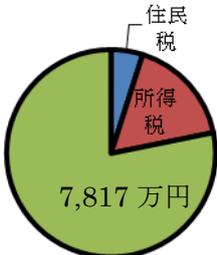
	宝くじ	公営競技	サッカーくじ
当選金率 (A)	45.7% 売上 1兆419億円 当選金 4,758億円	74.8% 売上 2兆2,429億円 払戻金 1兆6,6814億円	49.6% 売上 905億円 払戻金 449億円
1億円当選時の受取額 (還元率) B)	 <p>1億円 100%</p>	 <p>7,817万円 78.2%</p>	 <p>1億円 100%</p>
	当選金付証票の当選金品については、所得税を課さない。 (当選金付証票法第13条)	課税標準(一時所得) (1億円-100万円(必要経費=当たり馬券購入額)-50万円(特別控除額))×2/1=4,925万円 ・所得税(累進課税) 1,690万円 ・住民税(10%) 493万円	払戻金については、所得税を課さない。 (スポーツ振興投票の実施等に関する法律第16条)
実行還元率 (A)×(B)	45.9%	58.8%	49.6%

表3 公営くじと公営競技との比較

	宝くじ	公営競技			
		競艇	競輪	オートレース	競馬
法律	当選金付証票法	モーターボート競走法	自転車競技法	小型自動車競争法	競馬法
法の目的・趣旨	地方財政資金の調達 (法第1条)	1. 船舶産業振興 2. 公益の増進 3. 地方財政の改善 (法第1条)	1. 機械産業振興 2. 公益の増進 3. 地方財政の健全化 (法第1条)	4. 機械産業振興 5. 公益の増進 6. 地方財政の健全化 (法第1条)	畜産の振興
払戻金	発売総額の100分の50以内 (法第5条)	売上金の100分の75～80間で施行者が設定 (法第15条)	売上金の100分の75以上で施行者が設定 (法第12条)	売上金の100分の75以上で施行者が設定 (法第16条)	売得金の100分の73.8～82(勝場への投票金額により変動) (法第7条)
払戻率	45.7%	74.8%	75.0%	74.8%	74.1%
売上金(払戻金)	1兆419億円 (4,758億円)	9,772億円 (7,310億円)	7,913億円 (5,935億円)	1,049億円 (785億円)	3,757億円 (2,784億円)

売上金の一部は、地方自治体の財政資金の調達や産業の振興などと地方自治体と様々な産業に大きな貢献をしていることになる。さらに、売上金を見ると、平成20年においては宝くじは他の公営ギャンブルよりも大きな売り上げを上げている。これは、宝くじを行う人口が多いことや、還元率が他の公営競技に比べ低いことが理由と考えられる。

2.4 パチンコ・パチスロの仕組みについて

パチンコ・パチスロは、主に 20 円スロット 10 円スロットや 4 円パチンコ 1 円パチンコなど様々なレートが存在する。当たりを引いて出玉を増やしていき景品に変える。公式には認められていないが、三店方式という方法で景品を換金することが可能であり、ほとんどがパチンコ・パチスロ店（ホール）に併設する古物商に景品を買い取ってもらうことで現金を得ることができる。

パチンコ・パチスロは風俗営業法により管理されているため、公営ギャンブルと違い、経営するのは誰でも可能で、風俗営業法の範囲内であれば日本全国どこにでも開店することができる。このため、日本人にとっては最も身近なギャンブルとなっている。

また、還元率を定める法律が存在しないため、ホールが自由に還元率を決めている。いたるところに存在し、気軽に遊技できるため、パチンコ・パチスロ業界の売上は非常に大きく、レジャー白書 2015 年によると、平成 27 年の売り上げは 23 兆 2,290 億円であり、参加人口は 1,070 万人と宝くじに比べると少ないが、公営競技に比べると非常に多い²⁾。

日本人のほとんどが、パチンコ・パチスロは競馬や競艇などと同じようにギャンブルに規定されているものだと誤認しているが、実際は遊技という分類でありゲームセンターと同等の扱いである。近年は、売上、参加人口ともに減少傾向にあるが、公営競技・公営くじよりも売上は大きい。しかし、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（通称：カジノ法案）」が成立したため、今後、規制が厳しくなっていくことが予想され、さらに減少傾向に向かうと推測される。

2.5 ギャンブルの定義

これまでに、公営競技・公営くじ、パチンコ・パチスロの仕組みなどについて述べてきた。ギャンブルとは、金銭や品物を賭けて何らかの行為を行い、偶発的な要素を含んだ勝負をし、その結果によって金銭または品物が増加、減少することであると考えられる。つまり、金銭の増加と減少以外のことは発生しない。さらに、公営競技・公営くじ、パチンコ・パチスロには必ず法律がある。これらを元に日本人が考えるギャンブルの条件を考えた。

- 必ず負ける人が出る
- 時間に限りがある
- 手軽に楽しむことができる

- 年齢に制限がある
- 元本保証がない

第 4 章では、上記の条件が株取引にあてはまるかどうかを考え、株取引がギャンブルなのかどうか判断する。

第3章

株取引について

大多数の日本人は、株取引はギャンブルだと思っている。株取引は株式会社の株式を売買することである。そもそも世界で最初の株式会社の始まりは、1602年にオランダで設立された東インド会社である。東インド会社は、インドや東南アジアから特産物をヨーロッパに運んでいたが、船の造船、船員を雇うのに多くのお金を必要としたので、株式を発行して費用を様々な人達から集めていたのである^[7]。つまり、会社を運営していくための資金を自分自身が出すのではなく、他の人から出して貰うという形になったのである。

3.1 株取引の仕組み

株式とは、株式会社が資金を調達するために発行した有価証券のことを言う。この株式を売買するための市場が株式市場である。日本には、表5に示すように、東京証券取引所（一部、二部、マザーズ、ジャスダック）、名古屋証券取引所（一部、二部、セントレックス）などの株式市場がある。一般投資家が購入することが出来るのは、これらの市場に流通している上場企業の株式である^[8]。

株式市場にはそれぞれ特色がある。上場基準が厳しい東京証券取引所一部には、比較的業績が安定した大企業が多い。一方、マザーズやジャスダックには新しい企業が多く上場している。株式を上場することで資金を集めることができるため、上場した企業は急成長を期待できる反面、業績が不安定で倒産のリスクも少なくないため、マザーズやジャスダックで取引が行われている株式は、東京証券取引所一部に比べて株価の変動が大きくなる。

株式の売買は、証券会社を通じて行う。つまり、株取引を行う際は証券会社に口座を開設しなければならないのである。

表 5 株式市場・特徴

株式会社		上場企業の特徴
東京証券取引所	一部	有名な大企業が上場している。
	二部	中堅企業や成長企業が上場している。
	マザーズ	新興企業が上場している。
	ジャスダック	新興企業が上場している。(旧大阪証券取引)
名古屋証券取引所		地方企業が上場している。
福岡証券取引所		地方企業が上場している。
札幌証券取引所		地方企業が上場している。
TOKYO AIM		プロ向け市場

※GMOクリック証券 初心者ガイドより引用

3.2 FXについて

ギャンブルについて研究する上で不可欠なものにFXがある。これは、通貨交換取引であり外国為替取引であり、通貨の変動（上がるか下がるか）に賭けるものであり、株式のような投資ではない。つまりFXは勝つか負けるかの勝負といえる。FXのメリット・デメリットについて株式投資と比較して示した表（YAHOOファイナンスより引用）を表7および表8に示す。

表 7 FXのメリット

	投資資金	投資商品
FX	少額から可能 (数万あるいは数千円)	対象通貨 10~20 主に、3~4通貨
株式投資	まとまった資金が必要 (多くは数十万単位から)	日本の上場企業だけで 3,000 以上

表 8 FXのデメリット

	投資資金	値動きのチェック
FX	ゼロになることも珍しくない	常にチェック
株式投資	ゼロになるケースはほとんどない	頻繁にチェックしなくてもよい

外国為替は株式取引のように証券取引所のように取引所は存在しない。世界各地にある銀行間での為替は取引されるからだ。そのため、FXは平日であれ

ば 24 時間取引ができるようになっている。特に欧米の銀行が開くのは日本時間では夜中であるため、主要通貨である米ドル・ユーロは日本の夜に取引が活発に行われていることになる。そのため、自分のライフスタイルに合わせて、好きな時間に取引できるのも魅力の 1 つになっている。

FX は、金利の差でも利益を上げることが可能である。外貨預金とは、より金利が高い外国の通貨で預金することで利益を狙うものだ。FX においてもこのインカムゲイン（配当）がつくのである。さらに、FX も株式取引と同様に口座を開設しなければならない。口座は、証券会社のほか、FX 専門の取引業者でも開設することが出来る。しかし、株取引の口座を持っていても、FX を行うことはできない。FX は、別途で口座を開設しなければいけないのである。

3.3 株取引の特徴

株式取引は、原則として取引所を通じた取引所取引と呼ばれる株式取引が大勢を占めている。また、近年では、証券取引所外における株取引も活発化している。PTS（私的取引システム）などが登場している。つまり、株取引を行うには、各証券会社のどれかに登録してインターネット口座を開設しなければならない。日本だけでなく、海外の通貨とも取引ができる。

また、株式の取引は大きく分けて、個人投資家・機関投資家・外国人投資家の 3 つに分かれている。この 3 つの動向が株価の変動に影響を与えている。個人投資家は、私たちのような一般的な投資家のことをいい、売買単位が小さいため、株価に与える影響が最も少ない。機関投資家は、国内にあるプロの投資機関のことをいう。主に、銀行などの金融機関や一般企業の投資部、投資信託会社などがある。売買単位が非常に大きいため、株価に与える影響はかなり多い。外国人投資家は、外国人の投資家である。外国人投資家は、国外の資金を使って日本株を買う。為替差益も関わってくるので、円高になると株が売られる傾向にある。外国人投資家は、外国の投資機関家も含まれており、売買単位が大きく、株価に大きく影響を与える。それぞれの銘柄にある株主欄に外国人投資家の比率が載っている。このように、私たち個人投資家は、影響力が小さく、主な株価変動要因は、機関投資家・外国人投資家の売買である。この 2 つが最も影響力を及ぼすので、動向には注意する必要がある。

第 4 章

株取引とギャンブルの比較

第 2 章でギャンブルについて述べ、第 3 章で株取引について述べてきた。本章では、第 2 章で定義したギャンブルの定義が株取引に当てはまるか判断し、それにより株取引がギャンブルと言えるか考える。

4.1 必ず負ける人が出る

ギャンブルは、誰かが勝てば誰かが負ける。つまり、胴元を含めて全員が勝つことがないものである。

一方、株取引の場合、株式を購入した時の株価よりも高い値で売却すれば勝ち、低い値で売却すれば負けということになる。この場合、例えば図 3 のように株価が変動した場合、A の時点では過去に株式を買った者全員が勝っている状態である。つまり、全員が勝つことが可能なものだということである。

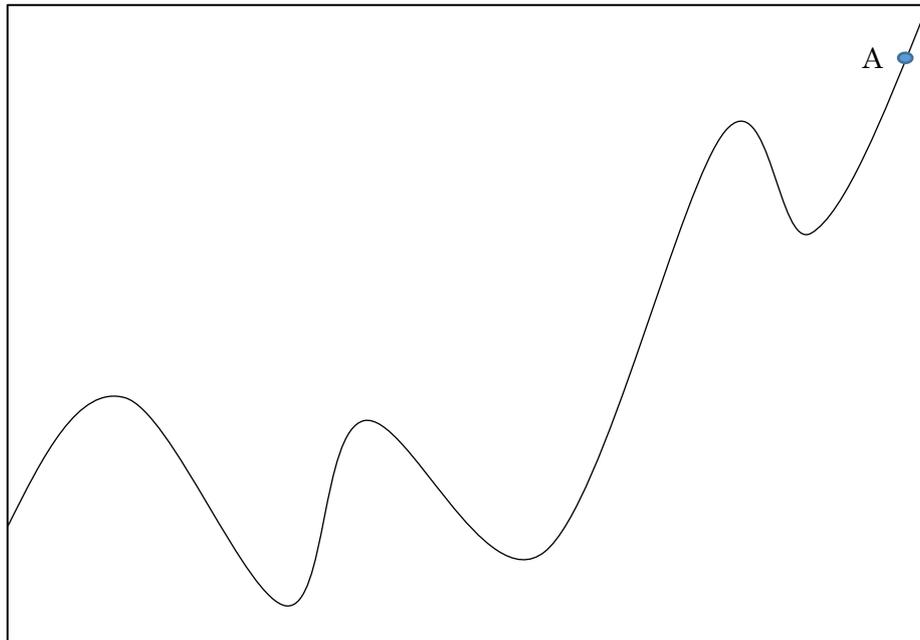


図3 株価変動のグラフ

さらに、株取引は配当金や株主優待で $+\alpha$ の利益を得ることができる。株価が買値より下がっていたとしても、配当金や株主優待での収入を考えると、単純に負けている状態とは言い難い。

よって、「必ず負ける人が出る」というギャンブルの定義は、株取引には当てはまらない。

4.2 時間に限りがある

公営競技・公営くじは、大臣の許可がないと開催すらできない上、各競技の法律で開催期間や開催時間が決まっている。また、パチンコ・パチスロは、風俗営業法という法律によって管理され、各都道府県で営業時間が異なるが、一般的に朝10時から夜11時までしか営業できない。つまり、公営競技・公営くじ、パチンコ・パチスロは、投資の結果が出る時が決まっており、結果の確定を未来へ持ち越すということができないのである。

一方、株取引の場合、各国の証券取引所では営業時間が決まっている。東京証券取引所では、午前9時から11時30分までの前場と、午後0時から3時までの後場があり、その時間内で日本株の売買が行える。しかしながら、指値注文等はいつでも行える。さらに、海外の取引においては、海外の証券取引所が営業してあればいつでも取引が行える。このため、株を買うのはもちろん、売却をする場合も自分で決めたタイミングで行う事ができるため、会社の存続が続く限り

買った株式を 100 年間保有することも可能である。

よって、「時間に限りがある」というギャンブルの定義は、株取引には当てはまらない。

4.3 手軽に楽しむことができる

公営競技・公営くじ、パチンコ・パチスロの場合、会場に行けばすぐに行うことができる。つまり、身分証明書もいらず、事前準備も何もなく、手軽に楽しむことができるのである。

一方、株取引の場合、まず証券会社に口座を開設しなければならない。そのため、身分証明書や住民票などの書類が必要になってくる。つまり、株取引を行うにはいくつかの順序が必要で、公営競技・公営くじ、パチンコ・パチスロと違い、思い立った日にすぐできるものではないということである。

よって、「手軽に楽しむことができる」というギャンブルの定義は株取引には当てはまらない。

4.4 年齢制限がある

公営競技、パチンコ・パチスロはそれぞれ年齢制限が存在する。公営競技は 20 歳以上かつ学生は不可であり、パチンコ・パチスロは 18 歳以上で高校生の場合は出入りできない。唯一、宝くじのみ基本年齢制限が存在しない。

一方、株取引の場合は、基本的に年齢制限は存在しない。20 歳以上の者は自分で証券会社に口座を開設することが可能であり、未成年者および 20 歳を超えた学生は、親の承諾があれば証券会社に口座を開設でき、取引を行うことが可能である。

よって、「年齢制限がある」というギャンブルの定義は、株取引には当てはまらない。

4.5 元本保証がない

公営競技・公営くじ、パチンコ・パチスロは、元本保証がない。例えば、300 円で宝くじを 1 枚買ったとする。このくじが当たれば 300 円以上が返ってくるが、はずれていれば 300 円を失うことになる。つまり、300 円が必ず戻ってくる保証がないのである。

一方、株取引も同様に元本保証が存在しない。1 株 300 円の株式を買った場合、株価が上がったら価値は増加するが、下がったら価値が減少する。つまり、

ギャンブルと同様に 300 円が必ず戻ってくるとは限らないのである。

よって、「元本保証がない」というギャンブルの定義は、株取引に当てはまる。

4.6 株取引はギャンブルなのか

4.1～4.5 の結果をまとめたものを表 9 に示す。このように、5 つのうち 4 つが当てはまらなかった。よって株取引はギャンブルとは言えない。

表 9 ギャンブルの定義と株取引

必ず負ける人が出る	当てはまらない
時間に限りがある	当てはまらない
手軽に楽しむことができる	当てはまらない
年齢制限がある	当てはまらない
元本保証がない	当てはまる

第5章

おわりに

この論文では、公営競技・公営くじ、パチンコ・パチスロのギャンブル・遊戯と株取引の類似と相違について論じてきた。

第1章では、日本人のギャンブルに対する認識、海外と日本の株取引に対する認識の違いについて述べた。

第2章では、公営競技・公営くじ、パチンコ・パチスロの仕組みについて述べた。公営競技・公営くじは国が認めているギャンブルであるが、パチンコ・パチスロは遊戯となっている。公営ギャンブルには法律で還元率が定められている。しかし、パチンコ・パチスロは還元率を定める法律が存在しない。つまり、店舗が還元率を決めていることになる。さらに公営ギャンブルには、売り上げの一部を地方自治体の財政資金を調達や各分野の産業の振興に利用されている。パチンコ・パチスロ業界は非常に大きく、公営ギャンブルよりも売り上げが大きくなっている。また、ギャンブルの定義として5つ挙げた。

第3章では、株式会社の始まりから、株取引の他に通貨をやり取りするFXがあることなどを述べてきた。

第4章では、第2章で挙げた5つのギャンブルの定義を株取引に当てはまるのか判断した。その結果5つ中4つがあてはまらず、私は株取引がギャンブルではないと結論づけた。

近年は、晩婚化が進んでおり、一度に大量の支出が必要な時が出てくる可能性がある。また、私たちの時には年金制度なくなってしまう可能性もある。そのために、若い時から資産の形成をしなければいけない。仕事で得る労働収入と株取引等で得る不労収入の2つをうまく利用していくことが重要である。そんな中で、日本人は株取引をギャンブルと認識している。それは、株取引の行い方がわからないことや大損してしまうかもしれないという不安な気持ちから生まれたものだろう。つまり、知識がないから株取引をギャンブルとして認識してしまうと考えるのである。しかし、実際は第4章で比較したようにギャンブルの定義にほとんど当てはまっていない。つまり、株取引はギャンブルとは言えない。これは、正しい知識を身につけることが大切であることを示してい

る。高校や大学で正しい知識を設ける場所を提供していくことが必要だと考える。

引用・参考文献

- 【1】 宝くじ公式サイト
<http://www.takarakuji-official.jp/> 平成 26 年 12 月 10 日アクセス
- 【2】 レジャー白書 2015 公益財団法人 日本生産性本部
- 【3】 JPX 「2015 年度 株主分布状況調査結果の概要」
<http://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/examination/nlsgeu0000010nfj-att/bunpu2014.pdf>
2016 年 11 月 20 日アクセス
- 【4】 日本証券取引研究所 杉田浩治 平成 18 年「米国個人株主実態調査」
http://www.jsri.or.jp/publish/topics/pdf/0607_01.pdf
2016 年 11 月 20 年アクセス
- 【5】 自治体国際化協会 石川義憲 「日本の公営競技と地方自治体」,
平成 22 年 2 月
- 【6】 財務省 「公営ギャンブルの種類とその還元率&適用法+ α 」,
2016 年 11 月 23 日
- 【7】 日本証券業協会 「株式会社の歴史」
http://www.jsda.or.jp/manabu/qa/qa_stock09.html,
2016 年 11 月 20 日アクセス
- 【8】 GMO クリック証券 「株取引のしくみ」
<http://kabu.click-sec.jp/about/intro.html>
2016 年 11 月 20 日アクセス